番号	質 問	回答
笛与	8時間を超える場合、30分単位のコードができるということで	凹管 できます。24時間までのコードを作成しました。
1		できまり。 2 4 時間までのコードを作成しました。
2	しょうか。	
	負担割合に応じたサービスコードではなくなるのでしょうか。	負担割合に応じたサービスコードを作成しました。
3	早朝・夕方加算のサービスコードはできないでしょうか。	できます。
	早朝・夕方加算のサービスコードができず、移動支援の単位数に早	サービスコードはできます。
Δ	朝・夕方加算の単位数を含める場合、例えば同じ2時間のサービス	
	コードでも早朝・夕方にかからない場合と、かかる場合で単位数が	
	異なるということでしょうか。	
	サービスコードの時間数の取り扱いは、「算定は各コード15分	お見込みのとおり。
	以上の支援とする」とのことから、次の通りでしょうか。	
5	・サービス提供時間数=14分・・・算定できない。	
	・サービス提供時間数 = 15分・・・30分で算定。	
	サービス提供時間数=44分・・・30分で算定。	
	・サービス提供時間数 = 45分・・・1 時間で算定。	
	早朝・夕方加算の算定は、「支援時間を15分を超えた場合加算	次の通りです。
	対象」とのことから、次の通りでしょうか。	・14:00~15:14サービス提供・・・早朝・夕方加算
6	・ $14:00\sim15:14$ サービス提供・・・早朝・夕方加算を算定できな	を算定できません。
	L'o	・14:00~15:15サービス提供・・・早朝・夕方加算
б	・14:00~15:15サービス提供・・・早朝・夕方加算を算定できな	30分の120単位を算定できます。
	tro	・14:00~15:16サービス提供・・・早朝・夕方加算
	・14:00~15:16サービス提供・・・早朝・夕方加算30分の120単位	
		OO/J シェZO 十 LL C 开心 し C み y o
	を算定できる。	14.00 16.00~比举 1 十 2 十 2 十 2 十 2 十 2 1 1 1 1 1 1 1
	早朝・夕方加算の算定で	14:00-16:00で片道1本の支援であるならば、本体
	・14:00~16:00サービス提供の場合、次の通り計270単位を算定で	
7	きますか。	きます。
	早朝・夕方加算30分(120単位) ・・・15:00~15:30	
	早朝・夕方加算1時間(150単位)・・・15:30~16:00	
	14:00~19:00サービス提供(早朝・夕方加算対象時間 4 時間)の場	14:00-19:00で片道1本の支援であるならば、本体
	合、次の通り計580単位を算定できますか。	5時間と早朝・夕方加算3時間以上(30単位)が
	早朝・夕方加算30分 (120単位)・・・15:00~15:30	算定できます。
	早朝・夕方加算 1 時間 (150単位)・・・15:30~16:00	
	早朝・夕方加算 1 時間30分(100単位)・・・16:00~16:30	
8		
	早朝・夕方加算 2 時間 (70単位)・・・16:30~17:00	
	早朝・夕方加算 2 時間30分 (50単位)・・・17:00~17:30	
	早朝・夕方加算 3 時間以上 (30単位)・・・17:30~18:00	
	早朝・夕方加算 3 時間以上 (30単位)・・・18:00~18:30	
	早朝・夕方加算 3 時間以上 (30単位)・・・18:30~19:00	
	10:20~15:10サービス提供(※)の場合、加算を算定できますか。	10:20-15:10で片道1本の支援であるならば、本体
9	※早朝・夕方加算対象時間20分(10:20~10:30と15:00~15:10)で15	5時間のみで加算は算定できません。
	分超	
	午前7時30分以前、あるいは午後7:00以降にサービス提供を行った	算定できません。事例の通りです。
	場合、早朝・夕方加算を算定できますか。	
10	算定できない場合、以下例の通りでしょうか。	
	・7:10~7:40サービス提供・・・早朝・夕方加算を算定できない。	
	(加算対象時間が7:30~7:40の10分)	
	何分超えた場合に長時間加算が適用になりますか。	長時間は「加算」から本体請求に変更しています。
	例えば基準時間を8時間とした場合、長時間加算の算定は次の通り	
	でしょうか。	8時間15分−8時間44分サービス提供→8時間30分算
	・8時間14分サービス提供・・・長時間加算を算定できない。	定
11	・8時間15分サービス提供・・・長時間加算を算定できない。	
11	・8時間16分サービス提供・・・長時間加算を算定できない。	
	・8時間19分サービス提供・・・長時間加算を算定できない。	
	・8時間20分サービス提供・・・長時間加算を1回算定できる。	
	・8時間49分サービス提供・・・長時間加算を1回算定できる。	
	・8時間50分サービス提供・・・長時間加算を2回算定できる。	
		長時間は本体請求となりましたのでCSVの設定例は
	長時問加質がある場合の詩龙棲蝎CCV/と宝繕記録画CCV/の塾字例を	T 12 IN LIBITED AS KINDED AN COLD TO THE 1911 LA
	長時間加算がある場合の請求情報CSVと実績記録票CSVの設定例を	
12	示していただけますか。	ございません。
12	示していただけますか。 また、早朝・夕方加算がある場合の請求情報CSVと実績記録票CSV	ございません。 早朝・夕方加算のCSVが提示できるのは8月下旬を
12	示していただけますか。 また、早朝・夕方加算がある場合の請求情報CSVと実績記録票CSV の設定例を示していただけますか。	ございません。
12	示していただけますか。 また、早朝・夕方加算がある場合の請求情報CSVと実績記録票CSV	ございません。 早朝・夕方加算のCSVが提示できるのは8月下旬を
12	示していただけますか。 また、早朝・夕方加算がある場合の請求情報CSVと実績記録票CSV の設定例を示していただけますか。	ございません。 早朝・夕方加算のCSVが提示できるのは8月下旬を 見込んでおります。
	示していただけますか。 また、早朝・夕方加算がある場合の請求情報CSVと実績記録票CSV の設定例を示していただけますか。 通学支援加算は2025年3月提供分まで有効でしょうか。	ございません。 早朝・夕方加算のCSVが提示できるのは8月下旬を 見込んでおります。 有効です。 ①変更なし
12	示していただけますか。 また、早朝・夕方加算がある場合の請求情報CSVと実績記録票CSV の設定例を示していただけますか。 通学支援加算は2025年3月提供分まで有効でしょうか。 有効の場合、	ございません。 早朝・夕方加算のCSVが提示できるのは8月下旬を 見込んでおります。 有効です。 ①変更なし
	示していただけますか。 また、早朝・夕方加算がある場合の請求情報CSVと実績記録票CSV の設定例を示していただけますか。 通学支援加算は2025年3月提供分まで有効でしょうか。 有効の場合、 ①通学支援加算のサービスコードや単位数は2024年10月以降 も変更なしでしょうか。	ございません。 早朝・夕方加算のCSVが提示できるのは8月下旬を 見込んでおります。 有効です。 ①変更なし
	示していただけますか。 また、早朝・夕方加算がある場合の請求情報CSVと実績記録票CSV の設定例を示していただけますか。 通学支援加算は2025年3月提供分まで有効でしょうか。 有効の場合、 ①通学支援加算のサービスコードや単位数は2024年10月以降	ございません。 早朝・夕方加算のCSVが提示できるのは8月下旬を 見込んでおります。 有効です。 ①変更なし